

鹿児島市職員 危機管理ハンドブック

令和 6 年 9 月

（初版：平成 1 9 年 3 月）

鹿児島市

《はじめに》

近年、国内外で、風水害や地震などの自然災害により、甚大な被害が発生しています。

本年の元日には、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により大きな被害が発生し、多くの尊い命が失われました。本市においては、幸い大きな被害こそ出ておりませんが、令和5年7月の豪雨による冷水町の土砂崩れや、本年6月には線状降水帯が発生するなど、いつ、どこで大規模な災害が発生してもおかしくない状況です。

また、北朝鮮による人工衛星と称したミサイルの発射など国際的な脅威となる危機事象や、本年2月に真砂本町で発見された不発弾処理の対応にあたり、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、強制力を伴う住民避難を行うなど、自然災害のみならずあらゆる危機事象への対応の重要性を感じたところです。さらに、桜島では、依然として、始良カルデラへのマグマの供給が続いており、大正噴火級の大規模噴火に対する警戒を要する時期に入っていると言われているほか、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、本市においても多数の感染者が発生し、社会・経済に多大なる影響が生じました。

このような危機事象の発生に際し、市民の生命、身体及び財産を守ることは、本市の責務であり、市職員一人ひとりに課せられた使命です。

このため、職員は、平素から自らの職務及び立場に応じて、起こりうる危機事象を想定するなど、危機管理に関する認識を深めるとともに、危機事象の発生等に際しては、迅速かつ的確な対応を図る必要があります。

本市では、自然災害や原子力災害等に関する「地域防災計画」や、武力攻撃事態等に対する「国民保護計画」のほか、その他の様々な危機事象全般についての対処方針を定めた「危機管理指針」を策定しています。

この「鹿児島市職員危機管理ハンドブック」は、危機事象発生時に職員がとるべき行動や市の危機管理体制などを要約し作成していますので、「いざという時」に適切な行動をとれるよう、「職員災害初動体制マニュアル」と合わせてご活用ください。

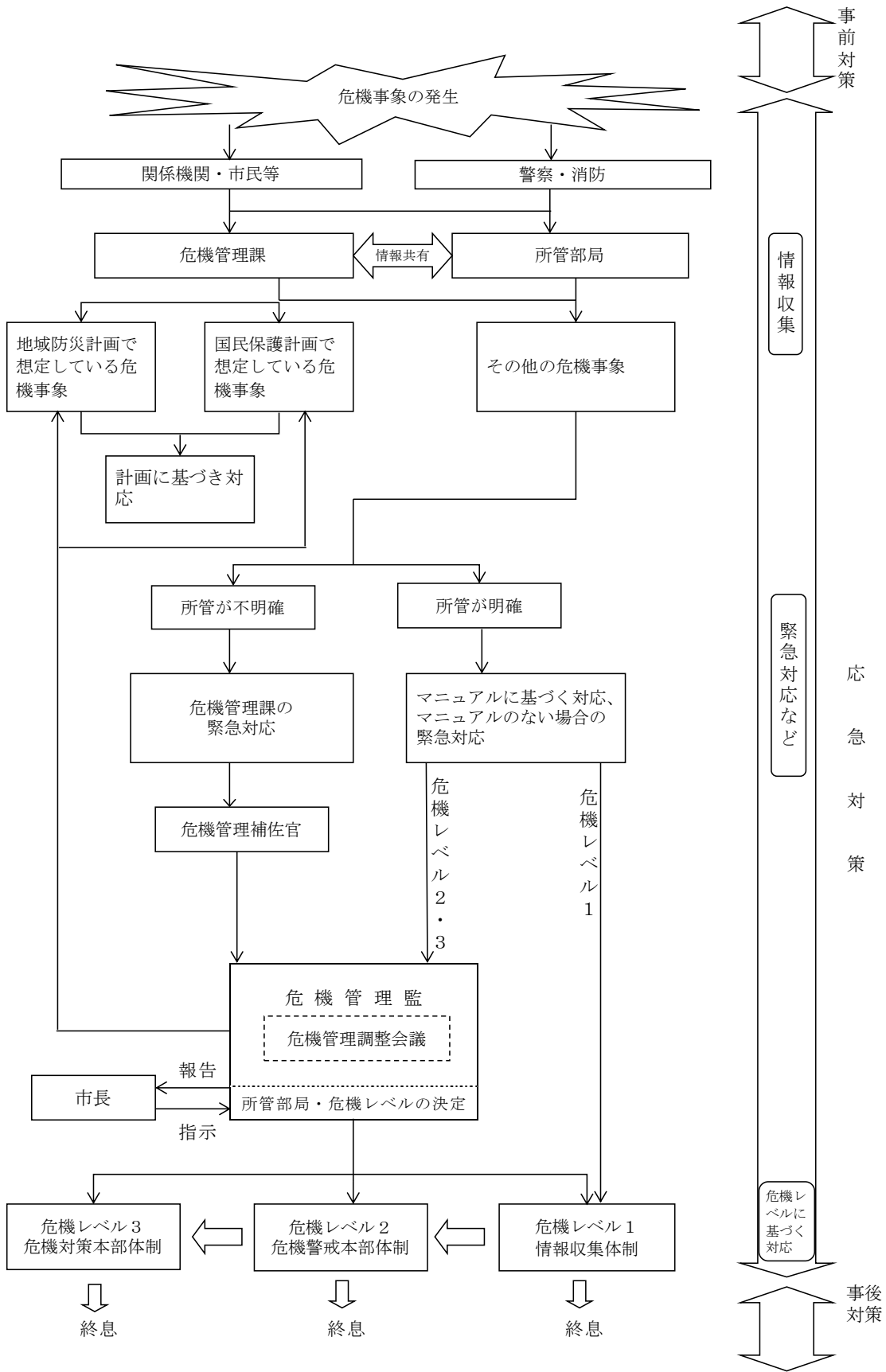
令和6年9月

目 次

鹿児島市危機管理指針編	1
危機事象対応フロー図	1
1 目 的	2
2 定義と類型	2
3 地域防災計画等との関係	3
4 危機事象ごとの所管部局	4
5 責務	6
6 危機管理体制	7
7 情報収集・伝達	10
8 所管部局の緊急対応	11
9 危機管理課の緊急対応	12
10 応急対策の実施	13
11 広報活動	13
12 危機事象発生時の広報基本マニュアル	14
鹿児島市地域防災計画編	16
1 風水害対策	16
2 地震・津波災害対策	18
3 火山災害対策	21
4 原子力災害対策	27
5 災害対策要員の配備等	29
6 夜間・休日等における配備	30
鹿児島市国民保護計画編	32
1 計画の位置づけ等	32
2 市の責務	32
3 国民の保護に関する措置の仕組み	32
4 本計画が対象とする事態	33
5 初動体制及び職員の参集基準等	34
6 本市の特性に応ずる対処	36
7 特殊標章	36
資料編	37
1 主要な防災関係機関の連絡先	37
2 各種情報の収集等	39
3 本市の防災関連システムについて	43
4 防災関連ハザードマップについて	44
5 災害時応援協定について	45
6 災害時の自治体への応援体制について	48
7 具体的な処理事例 新型インフルエンザ	49
8 関係機関等連絡先記入欄	50

鹿児島市危機管理指針編

危機事象対応フロー図



1 目 的

この危機管理指針は、市内において危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に本市が取り組む速やかな初動体制の確立等危機管理の基本的な事項を定め、危機管理体制の整備を図ることにより、被害の発生を防止し、又は危機事象による市民の生命、身体及び財産への被害の最小化を図ることを目的とする。

2 定義と類型

(1) 危機事象の定義

本指針で扱う「危機事象」とは、以下のように定義する。

- ① 市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある切迫した事態
- ② 円滑な市政運営に重大な支障を及ぼすおそれのある事件・事故

(2) 危機管理の定義

本指針で扱う「危機管理」とは、危機事象が予測される場合及び危機事象の発生へつながる可能性がある場合は、被害の発生防止や被害の軽減が図られるように備え、また、被害が発生した場合は、迅速な対応を図り、被害を最小限に抑えとともに再発防止策を実施すること。

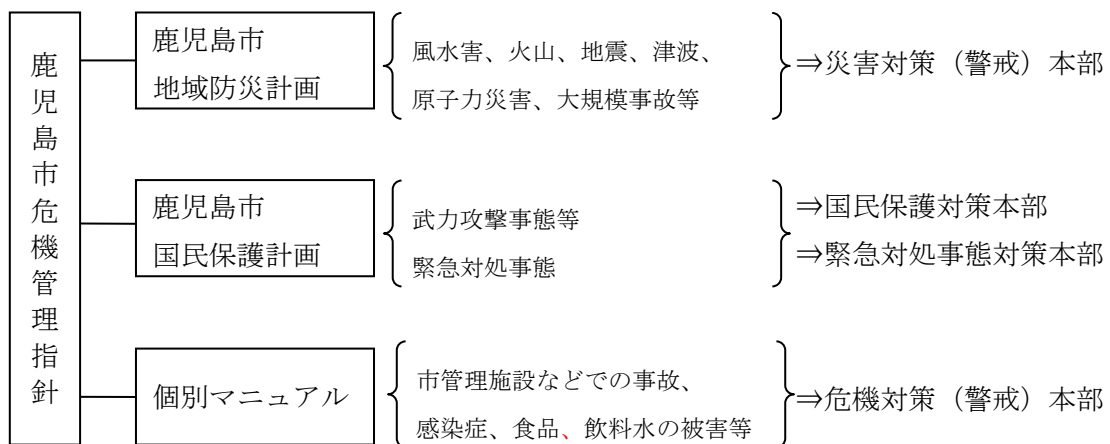
(3) 危機事象の類型と想定される事象

危機事象の類型	想定される主な事象
① 災害対策基本法第2条に規定する災害	・ 風水害、火山災害、地震災害、津波災害、原子力災害、大規模事故等
② 武力攻撃事態対処法に規定する武力攻撃事態等（武力攻撃予測事態及び緊急対処事態を含む。）	・ 武力攻撃 ・ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為（大規模テロ等）
③ 上記以外の重大な事件・事故	・ 市管理施設等での事故、感染症、食品、飲料水の被害等の重大な事件・事故

3 地域防災計画等との関係

- (1) 危機事象の類型「①災害対策基本法第2条に規定する災害」については、鹿児島市地域防災計画に基づき対処するものとする。
- (2) 危機事象の類型「②武力攻撃事態対処法に規定する武力攻撃事態等」については、鹿児島市国民保護計画に基づき対処するものとする。
- (3) 危機事象の類型「③上記以外の重大な事件・事故」については、本指針を踏まえ、各部局が作成する危機事象ごとのマニュアル（以下「個別マニュアル」という。）に基づき対処するものとする。

危機管理指針の体系図



4 危機事象ごとの所管部局

分類	危機事象	所管部局	所管課
災害	自然災害(風水害, 火山, 地震, 津波等)	危機管理局 消防局	危機管理課, 安心安全課 警防課ほか
	原子力災害	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
	大規模火災・爆発	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
	大規模事故(鉄道, 航空機, 船舶等)	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
武力攻撃等	武力攻撃事態等	危機管理局 消防局	危機管理課, 安心安全課 警防課ほか
	緊急対処事態	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
テロ行為	事態認定されないテロ行為	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
	水道施設へのテロ行為	水道局	水運用課
不発弾等	不発弾, 爆発物等の処理	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
環境汚染等	海上油流出	危機管理局 消防局	危機管理課 警防課ほか
	大気汚染・水質汚濁	環境局	環境保全課
	休廃止鉱山の水質汚染	産業局	産業支援課
ライフライン等	大規模な停電	危機管理局	危機管理課
	道路掘削時の事故	—	各工事所管課
	渇水	水道局	総務部, 水道部
	水道水の汚染	水道局	水道部
	公共下水道への有害物質等流入事故	水道局	水再生課
	凍結対応	水道局	総務部, 水道部
	大規模災害	水道局	総務課
健康被害	医薬品の事故	健康福祉局	生活衛生課
	毒物・劇物による被害	健康福祉局	生活衛生課
	食品・飲料水等の事故	健康福祉局 産業局	生活衛生課 生産流通課
	感染症等の発生	健康福祉局 市立病院 教育委員会	感染症対策課 食肉衛生検査所 総務課 保健体育課
	農薬による事故	産業局	生産流通課
	市立病院内での感染, 医療事故	市立病院	総務課
	家畜伝染病の発生(口蹄疫・鳥インフルエンザの発生など)	健康福祉局 産業局 観光交流局	生活衛生課 生産流通課 観光振興課
	新型インフルエンザ等対策	健康福祉局	保健政策課

分類	危機事象	所管部局	所管課
学校・保育所等	保育所での事件・事故	こども未来局	保育幼稚園課
	学校給食における食中毒	教育委員会	保健体育課 中央学校給食センター
	学童に関する事件・事故	教育委員会 こども未来局	保健体育課 青少年課 こども政策課
	学校内での事件・事故	教育委員会	保健体育課 施設課
社会福祉施設	社会福祉施設内の事件・事故	健康福祉局 こども未来局	各施設所管課
市管理施設等	市庁舎等における事件・事故	企画財政局	管財課
	市庁舎等への爆破等予告	—	各所管課
	市管理施設での事件・事故	—	各所管課
	市主催イベントでの事件・事故	—	各イベント所管課
	砂利・採石現場における事故	産業局	産業支援課
	建設工事現場における事故	—	各工事所管課
	発掘調査時における事故	教育委員会	文化財課
	動物（猛獣等）の脱走	観光交流局	観光振興課
市交通機関	行政連絡船事故	市民局	桜島支所桜島総務市民課
	市電・市営バスの事件・事故	交通局	電車事業課 バス事業課
	船舶の事件・事故	船舶局	各所管課
	あいばす等の事件・事故	企画財政局	交通政策課
情報システム等	情報通信ネットワーク事故	総務局 危機管理局 消防局	情報システム課 危機管理課 情報管理課
	情報システムの被害及び停止	—	情報システム所管課
	個人情報の漏えい	—	当該情報の所管課
その他	市長等への危害	総務局	秘書課
	議員等への危害	議会事務局	総務課
	職員への危害	—	各所管課
	不審な郵便物	総務局 各企業 教育委員会	総務課 各企業総務課 総務課
	職員の不祥事	総務局 消防局 各企業 教育委員会	人事課 総務課 各企業総務課 総務課
	不当要求行為等	総務局	人事課
	金融機関の経営危機	会計管理室	
	収納金に係る事件・事故	—	各所管課
	公金管理（盗難）に係る事件・事故	—	各所管課
	倒壊危険家屋，ごみ屋敷等への対応	—	関係各課

5 責務

(1) 職員の責務

職員は、平素から自らの職務及び立場に応じて、起こりうる危機事象を想定し、危機管理に関する知識・技能の習得に努めるとともに、危機事象の発生時及び危機事象の発生するおそれがある場合には、直ちに対策に関する活動及び事務に従事しなければならない。

なお、危機事象の発生等における職員の職務については、各局等で定める危機管理マニュアルのほか、本ハンドブック 29 ページの『地域防災計画編 6 夜間・休日等における配備』に準ずるものとする。

(2) 各部局の責務

所管に係る明確な危機事象が発生した場合等において、情報収集等の活動を行い、あらかじめ作成した個別マニュアル等に基づいて行動するとともに、危機管理課及び関係部局等と連携して対応しなければならない。

また、職員に対し危機管理に関する研修、訓練等を適宜実施するものとする。

(3) 危機管理課の責務

所管が不明確な危機事象が発生した場合又は所管が明確であっても社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な場合は、危機管理課が総合調整を行い、関係部局が連携して事態の対処に当たらなければならない。

危機管理課は、危機管理監及び危機管理補佐官の指揮のもとに、関係部局に対し支援や助言を行う。また、市の危機管理能力向上のための研修、訓練等を実施するものとする。

6 危機管理体制

(1) 危機管理体制

役職	危機管理の職	役割
市長	危機管理者	危機管理の最高責任者
総務局等担当副市長	危機管理監	危機管理の総合調整
建設局等担当副市長	副危機管理監	危機管理の総合調整（副）
危機管理局長・消防局長	危機管理補佐官	危機管理監の補佐
各局長等	局危機管理責任者	所管の危機管理統括

① 危機管理監（総務局等担当副市長）

危機管理監は、平常時においては計画的かつ総合的に危機管理の施策を推進するとともに、危機事象が発生したときは関係局長等を統括し、危機管理調整会議を開催するなど、本市における危機管理の総合調整を行い、調整した方針等を速やかに市長に報告する。

② 副危機管理監（建設局等担当副市長）

危機管理監を補佐するとともに、危機管理監が不在の場合は、建設局等担当副市長がその職務を代理する。

③ 危機管理補佐官（危機管理局長）

危機事象が発生した場合は、危機管理全般において危機管理監を補佐する。

④ 危機管理補佐官（消防局長）

危機事象が発生した場合は、危機事象の最小化・拡大防止のための応急対策を実施するなど、主に危機管理における現地活動面において危機管理監を補佐する。

⑤ 局危機管理責任者（各局長等）

危機事象が発生した場合等においては、迅速かつ的確に組織的対応を図る。また、必要に応じて他の局危機管理責任者と連携・協力を行う。

(2) 危機管理調整会議

危機事象が発生した場合等における円滑かつ迅速な対応を図り必要な事項を調整するため、危機管理調整会議を設置する。

① 構成

- ・ 会長 危機管理監（総務局等担当副市長）
- ・ 副会長 副危機管理監（建設局等担当副市長）
- ・ 委員 局危機管理責任者（各局長等）ほか

② 所掌事務

- ア 危機事象に関する情報の収集・分析及び共有に関すること。
- イ 危機事象発生時における支援体制及び役割分担に関すること。
- ウ 危機レベルに関すること。
- エ 危機事象における関係部局間の連絡調整に関すること。
- オ その他危機管理の推進のために必要なこと。

(3) 危機レベルの設定及び組織体制

危機レベル	組織体制	構成	設置の基準
危機レベル 1	情報収集体制	所管局長又は所管部長が指揮	危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合
危機レベル 2	危機警戒本部体制	本部長：所管局長等	危機事象による被害の拡大が予想される場合又はその対策を早急に講ずる必要がある場合
危機レベル 3	危機対策本部体制	本部長：市長	全庁的な対応が必要な重大な危機事象で関係部局が連携して対応する必要がある場合

※ 原則として各体制における事務局は、所管課が行うものとする。

① 危機レベルの決定権者

- ア 危機レベル 1 は局危機管理責任者（所管局長等）が決定する。
- イ 危機レベル 2 は危機管理補佐官（危機管理局長）又は局危機管理責任者（所管局長等）が危機管理監（総務局等担当副市長）に上申し、危機管理監が決定する。
- ウ 危機レベル 3 は危機管理監（総務局等担当副市長）が市長に上申し、市長が決定する。

② 組織体制

危機レベル 1 情報収集体制

危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機事象の所管課において、所管局長又は所管部長の指示により行動する。所管が複数の場合は、所管部局、関係部局が連携して対応する。

ア 情報収集連絡体制の確立

必要な人員等を招集し、情報収集連絡体制をとり、情報収集や危機事象への対応を行う。

イ 関係部長会議の開催

所管部局による情報収集の結果、所管部局が複数に及ぶと認められる場合は、関係部長会議等を開催し、連携を図るなかで、被害状況等の情報収集及び対応を行う。

危機レベル2 危機警戒本部体制

危機事象による被害の拡大が予想される場合又はその対策を早急に講ずる必要がある場合は、所管局長等を本部長とする危機警戒本部を設置し、情報収集や危機事象への対応を行う。

また、本部長が必要と認めるときは、現地危機警戒本部を設置するものとする。

ア 構成

- ・ 警戒本部長 所管局長等
- ・ 副本部長 所管部長等
- ・ 本部員 危機事象を所管する部の課長、その他関係課の課長等本部長が指名するもの

イ 所掌事務

- ・ 危機事象関係情報の収集及び関係機関への情報提供・報告
- ・ 応急対策の実施及び調整
- ・ 関係機関、関係団体等との連絡調整

危機レベル3 危機対策本部体制

全庁的な対応を要する重大な危機事象の場合や危機事象が相当程度拡大し、関係部局が連携して対応する必要がある場合は、市長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集や危機事象への対応を行う。

危機対策本部は、危機事象に関するすべての情報を収集・分析・伝達・広報するとともに、関係機関との連携のもと、必要な対策を速やかに決定・実施し、市民の被害の軽減を図る。

また、本部長が必要と認めるときは、現地危機対策本部を設置するものとする。

なお、危機対策本部における各対策部の組織編成及び所掌事務は、市地域防災計画及び市国民保護計画の組織編成及び所掌事務に準じるものとする。

ア 構成

- ・ 対策本部長 市長
- ・ 副本部長 副市長
- ・ 本部員 各局長、企業管理者、教育長等

イ 所掌事務

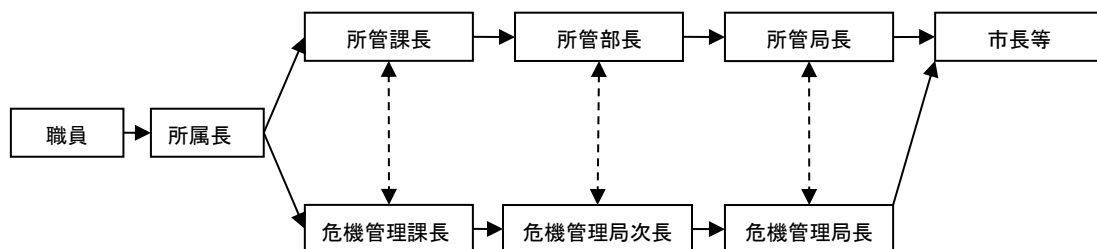
- ・ 危機事象関係情報の収集及び関係機関への情報提供・報告
- ・ 応急対策の実施及び調整
- ・ 関係機関、関係団体等との連絡調整

7 情報収集・伝達

危機事象発生時において、迅速かつ的確に対応するためには、まず迅速な情報の収集・伝達と共有が最も重要であり、このことについては、全ての職員が共通の認識のもとに対応しなければならない。

- (1) 職員は、危機事象の発生に関する情報を入手したときは、直ちに所属長に報告するものとする。警察署・消防署等の関係機関に通報が必要な場合は、原則として、所属長の判断で通報を行うものであるが、緊急の場合は、職員自らの判断で通報を行う。
- (2) 報告を受けた所属長は、速やかに所管課長及び危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 危機事象が休日、夜間等に発生した場合は、各部局で定める緊急連絡体制に従い、迅速に通報する。
- (4) 通報を受けた所管課長又は危機管理課長は、危機事象の具体的な内容や状況の把握に努め、危機事象か否かの判断を行い、所管局部長等を通じて市長、副市長に報告するものとする。

【情報伝達の基本フロー】



8 所管部局の緊急対応

発生した危機事象に対する個別マニュアルがある場合は、所管部局は、その個別マニュアルに基づき対応を行う。また、個別マニュアルがない場合は、以下の緊急対応を行う。

(1) 緊急体制の構築

- ① 必要に応じて、所管部局の責任者を本部長とし、緊急の対策会議を設置するなど、適切な対応ができるよう緊急体制を敷く。
- ② 危機管理課及び関係部局に連絡するとともに、連携して事態の状況把握を行い、問題解決にあたる。
- ③ 休日・夜間等に発生した場合は、所管部局長の判断で、必要に応じて部署の職員を緊急招集する。
- ④ 危機事象の内容等により、関係部局との連携・調整が必要になる場合は、適宜関係部長会議等を開催する。

(2) 情報の収集・報告・管理・発信

- ① 危機事象情報の第一報以降、当該危機事象関連情報を収集する。
- ② 現地の状況を確認すべきと判断したときは、現場に急行して事態の状況把握を行う。
- ③ 収集した情報を一元的に管理し、随時、市長、副市長に報告する。
- ④ 危機管理課及び関係部局と連携し、市民、職員、報道機関、関係機関等に対して必要に応じて情報発信を行う。

9 危機管理課の緊急対応

市民等に重大な影響を及ぼすおそれがある危機事象の発生に関する情報を入手した場合、危機管理課は所管部局の支援業務を行うほか、以下の緊急対応を行う。

- (1) 情報収集に努めるとともに、必要に応じて現場に急行して状況の把握を行うなどの緊急対応を行う。
- (2) 所管部局、関係部局の対応状況を確認するとともに、関連情報を集約する。
- (3) 所管部局が明らかでない場合は、当面の応急対応を行うとともに、対応すべき所管部局等について、危機管理補佐官（危機管理局長）を通じて危機管理監（総務局等担当副市長）に具申する。
- (4) 所管部局が決定された場合には、当該所管部局と協力して対応する。
また、決定された所管部局を全庁に周知する。

10 応急対策の実施

所管部局、関係部局は、危機対策（警戒）本部等が決定した対処方針に基づき、市民等の生命と財産の安全確保を最優先に、関係機関等と連携、協力し、応急対策を実施するものとする。

(1) 避難・予防

危機事象の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、有効な避難場所・避難方法・予防策について、関係機関と連携してその措置を実施するとともに周知を図るものとする。

(2) 救助

被害の状況及び救助活動の状況を把握し、必要に応じ関係機関等との調整や応援要請等を実施するものとする。

(3) その他

緊急輸送、医療救護、発生源対策や立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限措置等について、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、その措置を実施するものとする。

11 広報活動

各部局は、危機事象の発生による混乱を防止し、市民の安心・安全を確保するため、あらゆる広報手段を活用し、市民に対する情報提供を行う。

また、関係部局及び危機管理課等と連携を密にし、広報内容の一元化を図るものとする。記者発表及び報道機関への情報提供については、対策本部等において、発表内容、発表時期、方法等を決定し、積極的な広報に努めるものとする。

なお、広報については、「危機事象発生時の広報基本マニュアル」（14 ページ）を参考にするものとする。

12 危機事象発生時の広報基本マニュアル

(1) 提供すべき情報

- ① 発生時からの経過と現状
- ② 被害状況
- ③ 発生原因と責任の所在
- ④ 対応策
- ⑤ 二次災害の危険性
- ⑥ 再発防止策
- ⑦ 住民がとるべき適切な対応 など

(2) 広報手段

必要に応じ、報道機関、ホームページ、SNS（市公式 LINE アカウント等）、広報車及び防災行政無線等を活用して広報を行う。

(3) 報道機関への広報

以下の①から⑤に留意するとともに、必要に応じ内容、時期、頻度及び方法等を広報課及び危機管理課と協議するものとする。

また、これらの具体的な取扱いを、あらかじめ個別マニュアルに規定しておく。

① 提供する情報の内容

前述の提供すべき情報を基本に、必要な情報を提供する。

② 発表方法

発表方法は、記者発表又は情報提供（投げ込み）とする。

③ 発表の時期・頻度

ア 発生からおおむね2時間以内に、その時点までに判明した事実を発表

イ 把握できていない事項について判明後に随時発表

ウ 事態の長期化が見込まれる場合や定期的な発表が必要と判断される場合には、毎日定時に発表を行う。（発表は、1日1回を基本とし、状況の変化等に応じて適宜行う。）

※ なお、定期的な発表を行う場合においては、新たな情報がない場合でも、その旨を定時に発表するものとする。

エ 発表のタイミングは、午前中であれば11時まで、午後であれば16時までを基本とする。

④ 発表者

危機事象に応じて、市長、所管局部長、所管課長等が対応することとなるが、具体的にはそれぞれの事態に応じて個別に判断するものとする。

⑤ 個別取材への対応

個別取材に対しては、対応窓口を一本化して対応することとし、事実を時系列的、客観的に分かりやすくまとめた資料を作成した上で、統一的な説明を行う。

平成25年8月策定 危機管理課・広報課



No.	項 目	内 容	開庁時	夜間及び休日時
1	文書による市政記者クラブへの情報提供 (投げによる)	報道機関に文書で情報提供する【様式2】	広報課に26部持ち込み	担当課で報道機関にFAX ※広報課で対応する場合あり
2	記者発表 (市長、局部課長等による発表)	発表者が口頭で、直接、報道機関に情報提供する ※発表者は、それぞれの事象に応じて判断	危機管理課・広報課と協議	危機管理課長・広報課長に連絡し、協議
3	鹿児島市ホームページ	直接、市から市民に情報提供する	危機管理課・広報課に連絡	危機管理課長・広報課長に連絡
4	SNS(市公式LINEアカウント等)	//	危機管理課・広報課に連絡	危機管理課長・広報課長等に連絡
5	その他(広報車、防災行政無線、データ放送等)	//	広報手段の所管課に連絡	広報手段の所管課長等に連絡

鹿児島市地域防災計画編

1 風水害対策

(1) 風水害時の組織体制

体 制	基 準	組 織 体 制 等
初動体制	(情報連絡体制) 市内に各種の気象警報が発表されたとき 〈5 部長会議〉 危機管理課及び警防課による情報収集の結果、警戒を要する状況にあると思われるとき。 ・高齢者等避難の発令のおそれが高まるなど、気象状況の悪化が見込まれるとき。 ・竜ヶ水雨量観測所における実況累加雨量が 1 5 0 mm に達し、かつ、3 時間先まで竜ヶ水周辺に強い降雨が見込まれるとき。 ・危機管理課長と消防局警防課長の協議において設置の必要性が確認されたとき。	・危機管理課 ・警防課 ・関係各課 〈5 部長会議〉 ・本部長 危機管理局次長 ・副本部長 消防局次長 ・本部員 総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 ・災害対策要員 所属長がその所属する職員のうちから指名する。
災害警戒本部体制	災害対策本部設置前の段階として、気象情報等の収集、応急対策など必要な措置を講ずるとき。 ・高齢者等避難の判断基準に達する見込みがあるとき。(警報の危険度分布で「警戒 (赤) (警戒レベル 3 相当情報) となったとき等) ・避難指示の判断基準に達する見込みがあるとき。 (土砂災害警戒情報が発表されたとき。警報の危険度分布で「危険 (紫) (警戒レベル 4 相当情報) となったとき等) ・5 部長会議の協議において設置の必要性が確認されたとき。	〈災害警戒本部〉 ・本部長 危機管理局長 ・副本部長 危機管理局次長 消防局次長 ・本部員 総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 ・災害対策要員 所属長がその所属する職員のうちから指名する。
災害対策本部体制	大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときや、災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。	〈災害対策本部〉 ・本部長 市長 ・副本部長 副市長 ・本部員 各局長、企業管理者教育長等 ・各対策部、対策班 〈現地対策本部〉 ・責任者 本部長が指名する者

(2) 鹿児島地方気象台が発表する警報発表基準（抜粋）

種 類		発 表 基 準								
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合								
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により		暴風が吹くと予想される場合						
	波浪			高波になると予想される場合						
	高潮			高潮になると予想される場合						
警報	大 雨	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 <table><tr><td>市 名</td><td>表面雨量指数基準 (浸水害)</td><td>土壌雨量指数基準 (土砂災害)</td></tr><tr><td>鹿児島市</td><td>25</td><td>143</td></tr></table>			市 名	表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)	鹿児島市	25	143
	市 名	表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)							
	鹿児島市	25	143							
	洪 水	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあるとき。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 <table><tr><td>市 名</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準*1</td></tr><tr><td>鹿児島市</td><td>思川流域=13.1 稲荷川流域=16.9 甲突川流域=20.9 新川流域=11.3 永田川流域=16.3 神之川流域=10.4</td><td>新川流域= (20、6.3) ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表して いる。</td></tr></table>			市 名	流域雨量指数基準	複合基準*1	鹿児島市	思川流域=13.1 稲荷川流域=16.9 甲突川流域=20.9 新川流域=11.3 永田川流域=16.3 神之川流域=10.4	新川流域= (20、6.3) ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表して いる。
	市 名	流域雨量指数基準	複合基準*1							
鹿児島市	思川流域=13.1 稲荷川流域=16.9 甲突川流域=20.9 新川流域=11.3 永田川流域=16.3 神之川流域=10.4	新川流域= (20、6.3) ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表して いる。								
暴 風	重大な災害を起こすおそれのある非常に強い風が予想されるとき。具体的には平均風速 20m/s（鹿児島 25m/s）以上が予想される場合									
波 浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、有義波高 2.5m 以上が予想される場合									
高 潮	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、潮位 2.3m 以上が予想される場合									

(3) 土砂災害警戒情報（平成17年9月から発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、都道府県と気象庁が共同で発表するもので、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報

2 地震・津波災害対策

(1) 地震・津波発生時の組織体制

体 制	基 準	組 織 体 制 等
初 動 体 制	① 鹿児島市域で、震度4以上の地震が発生したとき ② 鹿児島市域に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき	・危機管理課 ・警防課 ・関係各課 〈5部長会議〉 ・本部長 危機管理局次長 ・副本部長 消防局次長 ・本部員 総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 ・災害対策要員 所属長がその所属する職員のうちから指名する。
災 害 警 戒 本 部 体 制	① 鹿児島市域で、震度5弱の地震が発生したとき ② 震度4以下の地震であっても災害が発生したとき ③ 鹿児島市域に津波警報・津波注意報が発表されたとき	〈災害警戒本部〉 ・本部長 危機管理局長 ・副本部長 危機管理局次長 消防局次長 ・本部員 総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 ・災害対策要員 所属長がその所属する職員のうちから指名する。
災 害 対 策 本 部 体 制	① 鹿児島市域で、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 震度5強以下の地震であっても、重大な被害が発生し、若しくは発生するおそれのあるとき ③ 市域で大津波警報が発表されたとき。 ④ 津波により重大な被害が発生したとき、若しくは発生するおそれのあるとき	〈災害対策本部〉 ・本部長 市長 ・副本部長 副市長 ・本部員 各局長、企業管理者 教育長等 ・各対策部、対策班 〈現地対策本部〉 ・責任者 本部長が指名する者

(2) 地震及び津波に関する情報の種類

大区分	小区分	内 容
地震及び津波に関する情報	地震に関する情報	・震度速報 ・震源に関する情報 ・震源・震度に関する情報 ・各地の震度に関する情報 ・遠地地震に関する情報 ・地震回数に関する情報 ・推計震度分布図
	津波情報	・津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ・各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 ・津波観測に関する情報 ・沖合の津波観測に関する情報

(3) 緊急地震速報の種類

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいもの（震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合）を「特別警報」に位置付けている。

	条件	内容
緊急地震速報（警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れと予想された場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れ）が予想される地域及び震度4が予想される地域名
緊急地震速報（予報）	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合	・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 ・地震の規模（マグニチュード）の推定値 ・予測される最大震度が震度3以下のときは、 - ー予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） ・予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて - ー震度4以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度） - ーその地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

(4) 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m< 予想高さ) 10m (5m< 予想高さ ≤ 10m) 5m (3m< 予想高さ ≤ 5m)	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m< 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

- (注) 1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。
 2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(5) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。）

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

3 火山災害対策

(1) 火山災害時の組織体制

体 制	基 準	組 織 体 制 等
警 戒 体 制	(情報収集体制・5部長会議) ① 噴火警戒レベル3(入山規制)の火口周辺警報が発表される等、噴火に関わる前兆現象(異常現象)が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想される とき (災害警戒本部体制) ① 噴火警戒レベル3(入山規制)の火口周辺警報(警報範囲の拡大)において、居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき ② 有感地震が多発するなど、住民が自主的に避難する等情勢が悪化したとき ③ 他の自然災害が複合的に発生し、住民等の早めの避難誘導が必要と判断されたとき ④ 知事の要請によるとき	〈5部長会議〉 危機管理局次長、総務部長 健康福祉推進部長、建設管理部長 消防局次長 〈災害警戒本部〉 ・本部長 危機管理局長 ・副本部長 危機管理局次長 消防局次長 ・本部員 総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 ・災害対策要員 所属長がその所属する職員の うちから指名 〈現地災害警戒本部〉 ・本部長 桜島支所長
非 常 体 制	① 桜島火山の大爆発又は噴火警戒レベル4(高齢者等避難)又は噴火警戒レベル5(避難)の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは市長が大噴火が切迫している状態又は事態が重大と認める場合 ② 知事の要請によるとき	〈災害対策本部〉 ・本部長 市長 ・副本部長 副市長 ・本部員 各局長、企業管理者 教育長等 ・各対策部、対策班 〈現地災害対策本部〉 ・本部長 桜島支所長

(2) 桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）	- 全島に影響する溶岩流や火砕流、大きな噴石の飛散 【過去事例】 - 天平噴火(768 年)、文明噴火(1471 年～1476 年)、安永噴火(1779 年～1782 年)、大正噴火(1914 年) - 噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している 【昭和噴火(1946 年)の事例】 - 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 - 島内の居住地域に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1986 年 11 月 23 日：古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020 年 6 月 4 日：東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきた）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）	- 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される 【大正噴火(1914 年)の事例】 1 月 11 日（噴火開始前日）：有感地震多発 【昭和噴火(1946 年)の事例】 3 月 9 日（溶岩流出数時間前）：噴火活動の活発化 - 島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散 【過去事例】 1980 年代に時々発生 【2015 年 8 月 15 日の事例】 - 顕著な地殻変動、火山性地震多
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）	- 火口から概ね 2 km 以内に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1970 年代から 80 年代、2000 年 10 月 7 日の噴火等 - 火口から概ね 2 km 以内に火砕流が到達 【過去事例】 1984 年 7 月 21 日：南岳山頂火口から約 1.2 km まで到達 2008 年 2 月 6 日：昭和火口から約 1.5 km まで到達等 - 地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね 2 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007 年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数
		火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	- 火口から概ね 1 km 以内に噴石飛散 【過去事例】 - 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	- 火山活動は静穏。火口内および一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1950 年～1955 年のうちの静穏期

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- 注2) レベル1～3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル4、5についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。
- 注3) レベル1～3では、南岳山頂火口及び昭和火口から2kmの範囲を立入禁止区域とする。
- 注4) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
- 注5) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

噴火警戒レベルの活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
- ・降雨時の土石流等、噴火警報の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも留意すること。

(3) 桜島の噴火警戒レベルと防災対応

噴火警戒レベル	想定される状況	住民等への対応		登山者、入山者等への対応
		対象地域	対 応	
5 (避難)	桜島島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が発生、あるいは切迫している。(大正噴火クラスの噴火)	全島	島外避難指示発令	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が切迫している。	全島	島外避難指示発令	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ切迫している。 (昭和噴火クラスの噴火) あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が到達あるいは切迫している。	危険な居住地域	島内又は島外避難指示発令	
4 (高齢者等避難)	島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が予想される。 (大正噴火クラスの噴火)	全島	島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が予想される。	全島	島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ到達が予想される。 (昭和噴火クラスの噴火) あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が予想される顕著な地殻変動や地震の頻発が観測され、規模の大きな噴火の発生が予想される。(平成 27 年 8 月 15 日)	警戒が必要な居住地域	島内又は島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
3 (入山規制)	南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km 以内へ火砕流や噴石が到達、あるいは予想される。	警戒が予想される居住地域	状況に応じて要配慮者へ島内又は島外避難準備の呼びかけ	災害対策基本法第 63 条に基づき、従来の南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km 以内の立入禁止を継続する。
2 (火口周辺規制)	半径 1km 以内へ噴石が到達あるいは予想される。			
1 (活火山であることに留意)				

※ 桜島の新たな火口から噴火が発生した場合は、南岳山頂火口及び昭和火口からの規制に準じて防災対応を行う。

※ 火砕流や噴石が南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km を超えて到達したが、居住地には影響しないときに、噴火警戒レベルは 3 のままで噴火警報が更新発表された場合等は、別途、防災対策を講じることがある。

(4) 昭和火口/南岳山頂火口の活動の活発化に伴う防災対応

①火砕流

火砕流の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 火砕流の流下が火口から1.5km 以内	レベル 3 (入山規制)	状況に応じて注意喚起
② 火砕流の流下が火口から1.5km を超え、居住地域への接近が予想される。	レベル 3 (入山規制) 気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離 2km を越え、東側で地獄河原に到達。南東側では有村川上流から中流域に到達	レベル 4 (高齢者等避難)	高齢者等避難（避難所の開設、対象地域の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離 2.5km 付近。東側で地獄河原を流下。南東側は有村川中流から下流域に到達するか到達が切迫	レベル 5 (避難)	避難指示（対象地域の住民等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

②噴石

噴石の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 噴石が 2km 以内に飛散	レベル 3 (入山規制)	状況に応じて注意喚起
② 噴石が 2km を超え 2.4 km 以内に飛散	レベル 3 (入山規制) 気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 噴石が 2 kmを超えて 2.4km 以内に 24 時間以内に 3 回飛散し、かつ居住地域近くに飛散	レベル 4 (高齢者等避難)	高齢者等避難（避難所の開設、火口から 3km 以内の有村・古里地区の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

④ 噴石が 2.4km を超え 3km 以内に飛散	レベル 5 (避難)	・避難指示 (火口から 3km 以内の地域) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
⑤ 噴石が 3km を超え 3.5km 以内に飛散	レベル 5 (避難)	・避難指示 (火口から 3.5km 以内の地域) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

※ 昭和火口の活動の活発化に伴う火砕流や噴石に対する防災対応については、上記を基本に対応するものとする。しかしながら、火山活動は、実際には様々なケースをたどることが想定されることから、それぞれのケースに応じて桜島火山防災連絡会など関係機関と協議しながら防災対応を図るものとする。

※ 噴火警戒レベルは、状況例を総合的に評価して決定される。また、状況例は、今後の桜島の活動状況等により見直しが行われるものである。

4 原子力災害対策

(1) 原子力災害対策における対応基準

市の体制区分	市の体制の設置基準	市の対応	県の対応		国の対応
			県庁	オフサイトセンター (薩摩川内市)	
警戒本部体制	九州電力から異常時における連絡※を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。	災害警戒本部の設置・運営	災害警戒本部の設置・運営	—	—
	・ 県の環境放射線モニタリングによる異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。				
	・ 県から警戒を要する旨の指示、指導又は助言があったとき。				
対策本部体制	・ 情報収集事態の発生の連絡を受けたとき。	災害対策本部の設置・運営 (現地災害対策本部の設置・運営)	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営
	警戒事態の発生の連絡を受けたとき。				国事故現地対策本部の設置・運営
	施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。				
緊急時体制	県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。				国現地本部の設置・運営
	前述の通報を受ける前において、市長が特に必要があると認めたとき。				
緊急時体制	全面緊急事態に至り、原災法 15 条第 2 項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。				国現地本部の設置・運営

※ 「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第 2 条第 2 項に規定する事項をいう。

(2) EALやOIL等に応じた防護措置

区分		本市の対応	住民等の行動
放射 性 物 質 の 放 出 前	E A L	異常時又は情報 収集事態等の発 生の連絡 (九州電力等か らの通報連絡)	・ 今後の情報等に留意
		警戒事態 (九州電力から の通報連絡)	・ 今後の情報等に留意
		施設敷地緊急事 態 (県・九州電力か らの通報連絡、 国県からの指示 等)	・ 今後の指示、情報等に 留意 ・ 屋内退避の準備
		全面緊急事態 (県・九州電力か らの通報連絡、 国県からの指示 等)	・ 屋内退避の実施 ・ 今後の指示、情報等に 留意 ・ 避難、一時移転の準備
放射 性 物 質 の 放 出 後	O I L	O I L 2 の基準 以上の区域（一 時間当たり20 μ Sv が基準値）	・ 今後の指示、情報等に 留意 ・ (国の指示等に基づき) 一時移転の実施 ・ (必要に応じて) 安定ヨウ素剤の服用
		O I L 1 の基準 以上の区域（一 時間当たり500 μ Svが基準値）	・ 今後の指示、情報等に 留意 ・ (国の指示等に基づき) 避難の実施 ・ (必要に応じて) 安定ヨウ素剤の服用

5 災害対策要員の配備等

(1) 配備要員の指定

各対策部長及び各支部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

(2) 配備の指定等

① 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。なお、必要がある場合は、情勢に適応して変更するものとする。

② 配備は、災害の規模に応じ、次の第1配備から第3配備までに区分する。

配備呼称	内容表示	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	準 備	強風、大雨、高潮、洪水、波浪、津波等に関する注意報及び警報が発令され、又は火山情報が発表され、又は原子力災害に関する異常時・警戒事態等の通報がなされ、災害が発生すると予想されるとき	気象予報・警報情報等及び災害情報等の収集連絡並びに第2配備以降の動員体制確保、その他災害応急対策の準備に関し、必要な少数の対策要員を配備する。
第2配備	警 戒	暴風、大雨、高潮、洪水、波浪、津波等に関する警報が発令され、又は火山情報が発表され、又は原子力災害に関する全面緊急事態発生等の通報がなされ、災害が発生すると予想されるとき若しくは局地的な災害が突発したとき	局地的な災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保する。避難所班においては、避難者をごく一時的（24時間以内）に収容保護できる程度（炊き出し及び物資等の給与は行わない）の対策要員を配備する。
第3配備	非常体制	市内全域にわたって、風水害等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は市内全域にわたり甚大な被害が突発したとき	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとる。

6 夜間・休日等における配備

(1) 職員の自主登庁基準

① 風水害・火山災害等

職員は、鹿児島市域に大規模な災害の発生又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

② 地震、津波発生時

職員は、鹿児島市域に震度 6 弱以上の地震が発生したことを知ったとき、又はこれまで経験したことがない強い地震を感じたときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

③ 原子力災害発生時

職員は、薩摩川内市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生したことを知ったとき、又は原子力災害に係る異常時の発生に係る情報を把握したときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

(2) 登庁場所（共通）

① 原則としてその所属する勤務場所に登庁するものとする。

② 所属する勤務場所への登庁が困難な場合は、最寄りの市の機関へ登庁するものとし、登庁した場所を所属する対策部長にその旨報告し、その指示を仰ぐものとする。

③ 所属する勤務場所以外に登庁した職員は、人事班の指示があるまで、登庁した場所を所管する対策部長の指揮を受けるものとする。

④ 消防局職員等の災害発生時の配備体制に特に定めのある職員は、その定められた配備につくものとする。

(3) 登庁の方法（地震、津波発生時）

交通規制後の連絡手段等としても活用できることを考慮して、極力、二輪車により登庁するものとする。特に発災直後はガソリンスタンドも被災するなどして給油不能も予想されることから、自転車の使用が望ましい。

(4) 職員の状況把握

① 職員が登庁したときは、登庁途上において被害等が発生していた場合は、その状況を直属の上司又は登庁した各対策部を統括する者に報告する。

② 各課において、職員の登庁状況を防災情報システムに入力する。

※ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、登録している全職員に参集メールが配信されるため、職員は被害状況等について入力する。

[illegible]

1 計画の位置づけ等

そのため、市は、その責務を明らかにするとともに、市の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の国民の保護に関する計画を作成する。

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民保護に関する計画を踏まえ、市の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

4 本計画が対象とする事態

(1) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(2) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(石油コンビナート等の破壊等)
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(大規模集客施設等の爆破等)
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(化学剤の大量散布等)
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機等による自爆テロ等)

5 初動体制及び職員の参集基準等

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情報収集体制	危機管理課職員が参集
②危機対策本部体制	原則として、国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	国民保護対策本部設置の通知がない場合	全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※ ①の体制を整えるかどうかの判断は、危機管理局長が行うものとし、②の体制を整えるかどうかの判断は、市長が行うものとする。

(1) 情報収集体制

市内や周辺の海域において、危機事象や武力攻撃災害の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの本市に対して対策本部設置の指定がない場合で、危機管理局長が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡体制を確保する。

(2) 危機対策本部体制

市の区域等や周辺の海域において、多数の人を殺傷する行為や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある危機事象の発生を把握した場合においては、危機対策本部を直ちに設置する。

(3) 国民保護対策本部体制への移行

危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機対策本部は廃止する。

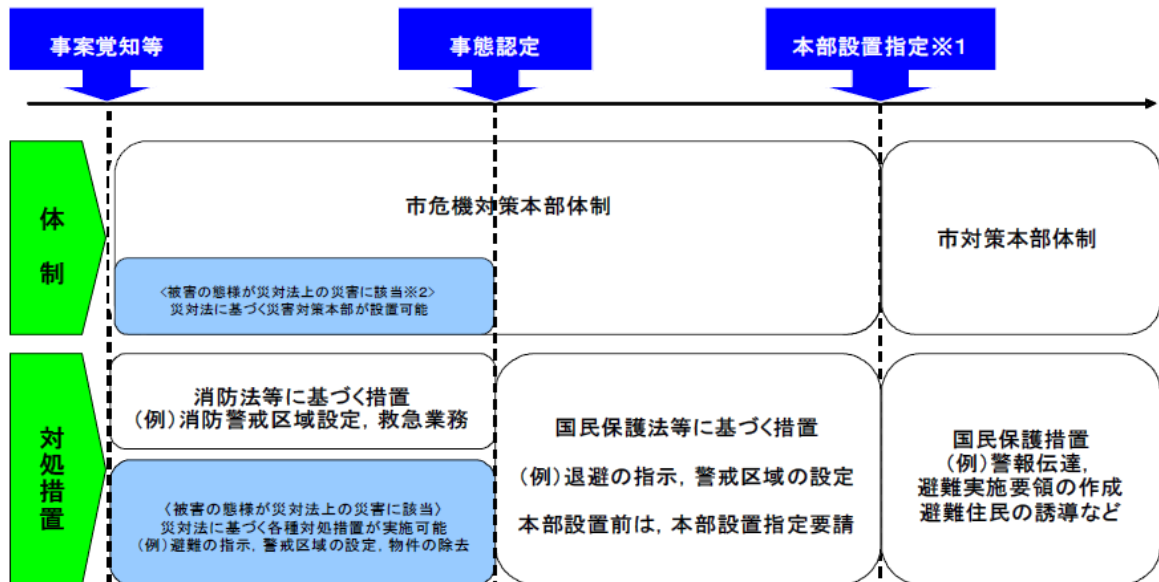
この場合において、国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

① 構成

- ・ 本部長 市長
- ・ 副本部長 副市長
- ・ 本部員 各局長、企業管理者、教育長等

② 所掌事務

市の区域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災対法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

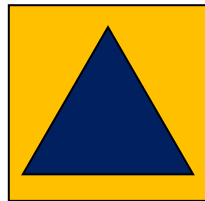
6 本市の特性に応ずる対処

特に、本市の地理的、社会的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項等について定めている。

- (1) 市街地等における対処
- (2) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処
- (3) 桜島地域における対処
- (4) 川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処

7 特殊標章等

1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。



(オレンジ色地に青の正三角形)

資料編

1 主要な防災関係機関の連絡先

(1) 国の機関

機関名	電話番号	F A X
消防庁	03-5253-7525	03-5253-7535
自衛隊鹿児島地方協力本部	253-8920	253-8920
陸上自衛隊第12普通科連隊	0995-46-0350	0995-45-1536
海上自衛隊第1航空群	0994-43-3111	0994-42-2636
鹿児島海上保安部	222-6680	222-6712
喜入海上保安署	099-345-0125	099-345-0125
鹿児島地方气象台	250-9912	253-7413
鹿児島国道事務所	216-3111	216-3861
大隅河川国道事務所	0994-65-2541	0994-65-7033
桜島国際火山砂防センター	221-2030	221-2030
京都大学火山活動研究センター	293-2058	293-4024
原子力規制委員会川内原子力規制事務所	0996-23-1947	0996-23-0828

(2) 県の機関

機関名	電話番号	F A X
危機管理課	286-2268	286-5519
災害対策課	286-2276	286-5519
原子力安全対策課	286-2377	286-5925
消防保安課	286-2259	286-5521
防災航空センター	0993-73-2881	0993-73-2882
鹿児島 地域振興 局	総務企画部 建設部 建設部建設総務課	805-7203 805-7302 805-7413
		805-7400 805-7406 805-7406

(3) 消防・警察機関

機関名	電話番号	F A X
鹿児島市消防局	222-0119	225-8119
中央消防署	285-0119	252-2119
西消防署	254-0119	254-4119
南消防署	269-0119	269-2101
鹿児島県警察本部	206-0110	206-6736
鹿児島中央警察署	222-0110	224-0520
鹿児島西警察署	285-0110	206-5003
鹿児島南警察署	269-0110	268-1723

(4) 公共機関

機関名	電話番号	F A X
日本赤十字社鹿児島県支部	252-0600	258-7037
鹿児島市医師会	226-3737	225-6099
N T T 西日本鹿児島支店	227-9689	227-9598
西日本高速道路株式会社 九州支社	昼間 0995-63-4551 夜間 092-925-4062	昼間 0995-63-4549 夜間 092-928-6375
鹿児島県道路公社	275-3111	265-8441
九州旅客鉄道(株)鹿児島支社	254-9079	258-2138
九州電力鹿児島支店	253-1120	254-4959
九州電力送配電株式会社 鹿児島配電事業所	0120-986-804	(配電グループ) 259-6432 (託送グループ) 259-6250
九州電力送配電株式会社 鹿屋配電事業所(桜島地区)	0120-986-806	
日本ガス	255-1181	256-0664
ENEOS 喜入基地株式会社	099-345-1131	099-345-0863
鹿児島市社会福祉協議会	221-6070	221-6075

(5) 報道機関

機関名	電話番号	F A X
南日本新聞社	813-5124	256-1630
朝日新聞鹿児島総局	298-5471	298-5163
毎日新聞鹿児島支局	223-7331	223-7332
西日本新聞社鹿児島総局	222-9255	222-9257
読売新聞鹿児島支局	222-7370	805-3333
日本経済新聞社鹿児島支局	222-2322	225-1540
共同通信社鹿児島支局	256-1777	256-1766
時事通信社鹿児島支局	226-0565	226-0566
NHK鹿児島放送局	805-7110	227-8114
M B C 南日本放送	254-7117	259-0200
K T S 鹿児島テレビ放送	253-6817	254-5602
K K B 鹿児島放送	257-5786	258-6617
K Y T 鹿児島読売テレビ	285-5513	285-5503
エフエム鹿児島	227-0798・0722	239-1131
鹿児島シティエフエム	214-3777	214-3737
F M ぎんが	257-7861	257-7862
ワイティビーケーブルテレビ	284-8167	282-7711

2 各種情報の収集等

(1) テレビ・ラジオ

テレビのリモコンの「d」ボタンを押すと「データ放送」の画面になり、気象情報はじめ河川位などいろいろな情報を取得できます。(NHK鹿児島放送局の「データ放送」では、気象情報等のほか、発令されている避難情報やその対象地域等(町丁名含む)、避難所の開設状況も確認できます)

(2) 防災行政無線自動電話案内サービス

災害発生時などに防災行政無線で放送した内容を電話で確認することができます。
(通話料は利用者負担)

◇専用ダイヤル

099-222-7222

(3) 鹿児島市ホームページ

避難指示等や避難所の開設、防災行政無線の放送内容などの緊急情報をお知らせします。

◇アクセス方法

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

(4) 気象庁ホームページ キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)

「キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)」で、5段階で色分けされた災害の危険度を地図上でリアルタイムに確認できます。

◇アクセス方法

<https://www.jma.go.jp/jma/>

(5) 鹿児島地方気象台ホームページ

天気予報、降水予報、台風情報、火山情報などを入手できます。

◇アクセス方法

<http://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>

(6) 大隅河川国道事務所ホームページ

桜島のライブ映像をご覧になれます。

◇アクセス方法

<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>

(7) **鹿児島県河川砂防情報システム**

県内の雨量観測所のデータ、土砂災害危険指標、主要河川の水位などをホームページで確認できます。

◇アクセス方法

<http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>

(8) **河川水位情報**

甲突川、稲荷川、新川の3河川に、水位情報が直接電話で確認できる「電話応答式回線」が設置されています。直接電話すると、その時点の水位と氾濫危険水位、堤防の高さが機械音声で聞けます。

甲突川	岩崎橋	229-2000
	塚田橋	238-2220
	宮山橋	298-2955
稲荷川	一ツ橋	248-3163
新川	田上橋	285-6100
	唐湊橋	250-2231

また、鹿児島県ホームページでも、河川情報を見ることができます。

(9) **かごしま i マップ(防災マップ)**

避難所や地震時の退避場所、土砂災害警戒区域などを確認できます。

◇アクセス方法

市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) → 「かごしま i マップ」

(10) **災害用伝言ダイヤル 171**

災害時は電話がつながりにくくなります。安否の確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤルを活用しましょう。

171 をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行います。

また、家族の安否情報がインターネット上で確認できる「災害用ブロードバンド伝言板 (Web171)」を活用しましょう。

(11) **鹿児島市 LINE 公式アカウント**

事前に友だち登録した LINE のトーク画面に、避難指示等や避難所の開設などの緊急情報を通知します。(登録無料)

また、現在地付近の避難所の混雑状況や、気象・噴火情報や防災マップなど防災の分野にワンタッチでアクセスできます。

(12) **安心ネットワーク 119**

事前登録したメールアドレスに火災等の災害情報や避難指示、避難所の開設、防災行政無線の放送内容などをメールで配信します。情報管理課へ連絡し職員登録を行えば、市民登録では確認できない火災等の発生場所の確認ができます。

(13) **防災行政無線 FAX 配信サービス**

災害発生時などに防災行政無線で放送した内容を、事前に登録された FAX に配信します。(登録無料)

◇事前登録は、FAX か E メールで「住所、氏名（ふりがな）、電話番号、FAX 番号」を危機管理課にお送りください。

◇危機管理課→FAX : 099-226-0748 / E メール : kikikanri@city.kagoshima.lg.jp

(14) **桜島降灰速報メールサービス**

桜島の噴火後約 5 ～ 10 分で降灰に関する「参考情報」をお届けします。

◇アクセス方法

http://373news.com/_mobile/media-kikaku/1117/index.php?guid=on

(15) **県警あんしんメール**

子どもたちの安全確保や地域の犯罪防止のため、不審者等の出没情報や犯罪発生情報などを配信します。(登録は無料)

申込は、kp110@123123.tv に空メールを送信。

(16) **A B C 消費者情報ネットかごしま**

悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報などをメールで配信します(登録無料)。

◇配信の申し込み abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信

危機事象発生に際し準備するもの

《服装》

- ☐作業着等の動きやすい服装
- ☐運動靴、スニーカー等の底の厚い靴
- ☐帽子又はヘルメット
- ☐軍手、手袋、マスク

《携帯品》

- ☐懐中電灯
- ☐充電器
- ☐非常食（缶詰等）
- ☐飲料水
- ☐携帯ラジオ
- ☐携帯電話
- ☐現金（小銭含む）
- ☐健康保険証
- ☐救急用品
- ☐雨具など

3 本市の防災関連システムについて

(1) 鹿児島市防災情報システム

本部管理、災害情報、広報・発令等の機能があり、各種情報を庁内で共有するシステム。災害発生時は、防災情報システムの「配備体制」、「通報・要請」、「被害報告」で各課において災害情報や職員の状況等を入力。

アドレス <https://kacbou2020.nkcloud.jp/SaigaiTask/login>（取扱注意）

○ 職員参集メール機能

職員参集機能を有し、災害発生時は、連絡先を登録している職員へ安否確認メールを自動配信し、各人において安否状況等を入力

（主な機能）

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合は、登録している全職員へ安否メールが送信されます。（自動配信）
- ② 各課内での情報共有時に一括メールを送信できます。（各課）
- ③ 避難所班長及び班員へ避難所開設等の連絡を送ることができます。（地域福祉課のみ）

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT ジェイアラート）

緊急地震速報や有事関連情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を受信し、防災行政無線を介して、市民に伝達するシステム。

4 防災関連ハザードマップについて

(1) 鹿児島市防災ガイドマップ

県が指定した想定し得る最大規模の降雨（概ね 1、000 年超に 1 回）による洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害（特別）警戒区域のほか、避難行動のポイントなどを掲載したガイドマップを作成。（令和 3 年度）

(2) 低地区ハザードマップ

平成 16、17 年の台風の接近時、地盤が低い地区を中心に甚大な浸水被害が発生した地区において作成。（平成 23 年度）

(3) 桜島火山ハザードマップ

平成 22 年 3 月に作成した桜島火山防災マップの内容を更新し、平成 30 年 3 月に新たに桜島火山ハザードマップを作成。

(4) 津波ハザードマップ

県地震等災害被害予測調査（平成 24・25 年度）に基づき、平成 26 年 3 月に津波ハザードマップを作成。

(5) かがしま i マップ(防災マップ)

避難所や地震時の退避場所、土砂災害警戒区域などを確認できます。

◇アクセス方法

市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）→「かがしま i マップ」

5 災害時応援協定について

(1) 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（危機管理局・建設局関係）

協定の相手方	応急対策業務の内容	協定締結日
一般社団法人鹿児島県 建設業協会鹿児島支部 (鴨池新町 6 番 10 号)	(1) 公共土木施設等の災害情報及び被害 状況の調査、収集及び市に対する報告 (2) 公共土木施設等からの障害物の除去 及び応急の復旧 (3) その他市が必要と認める業務	平 18. 8. 18
一般社団法人鹿児島県 建設業協会谷山支部 (谷山中央四丁目 4888 番地)		
鹿児島市特殊工事 技術協会 (宇宿二丁目 13 番 11 号)	(1) 公共土木施設等に係る法面崩壊等の 災害情報及び被害状況の調査、収集及 び市に対する報告 (2) 公共土木施設等に係る法面崩壊等の 応急の復旧 (3) その他市が必要と認める業務	平 19. 9. 6
一般社団法人鹿児島県 建築協会鹿児島支部 (城山町 2 番 13 号)	(1) 公共建築物の被害状況の調査及び情 報収集 (2) 公共建築物における障害物の除去及 び応急の復旧 (3) 公共建築物に起因する二次災害を防 止するために必要な安全確保上の措 置 (4) その他市が必要と認める業務	平 23. 1. 24
鹿児島電気工事業 協同組合 (与次郎一丁目 3 番 11 号)		
鹿児島市管工事協同組合 (鴨池新町 21 番 1 号)		
公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会 (真砂町 48 番 1 号)	(1) 公共土木施設等の被災情報の収集及 び市に対する報告 (2) 費用を伴わない範囲での技術的助言 (3) その他市が必要と認める支援協力	令 2. 6. 5
公益社団法人 鹿児島県地質調査業協会 (新栄町 31 番 2 号)	(1) 公共土木施設等の被災情報の収集及 び市に対する報告 (2) 費用を伴わない範囲での技術的助言 (3) その他市が必要と認める支援協力	令 2. 6. 5
一般社団法人鹿児島県ビル メンテナンス協会 (堀江町 19 番 6 号協栄ビル 202 号)	(1) 公共建築物施設の災害情報及び被害 状況の調査、収集及びこれに対する対 処方法に市に対する報告 (2) 公共建築物施設の清掃・消毒等環境 衛生の応急的処置に関する業務 (3) その他市が必要と認める業務	平 19.10.29
鹿児島県ビルメンテナンス 協同組合 (堀江町 19 番 6 号協栄ビル 201 号)		平 26. 9. 26

桜島地域建設防災対策 協議会 (持木町 40 番地)	桜島地域における (1) 公共土木施設等の災害情報及び被害 状況の調査、収集及び市に対する報 告 (2) 公共土木施設等からの障害物の除去 及び応急の復旧 (3) 要配慮者の避難支援等 (4) その他市が必要と認める業務	平 23. 2. 23
----------------------------------	---	-------------

(2) その他応急対策業務等に関する協定書

地域防災計画の資料編に掲載

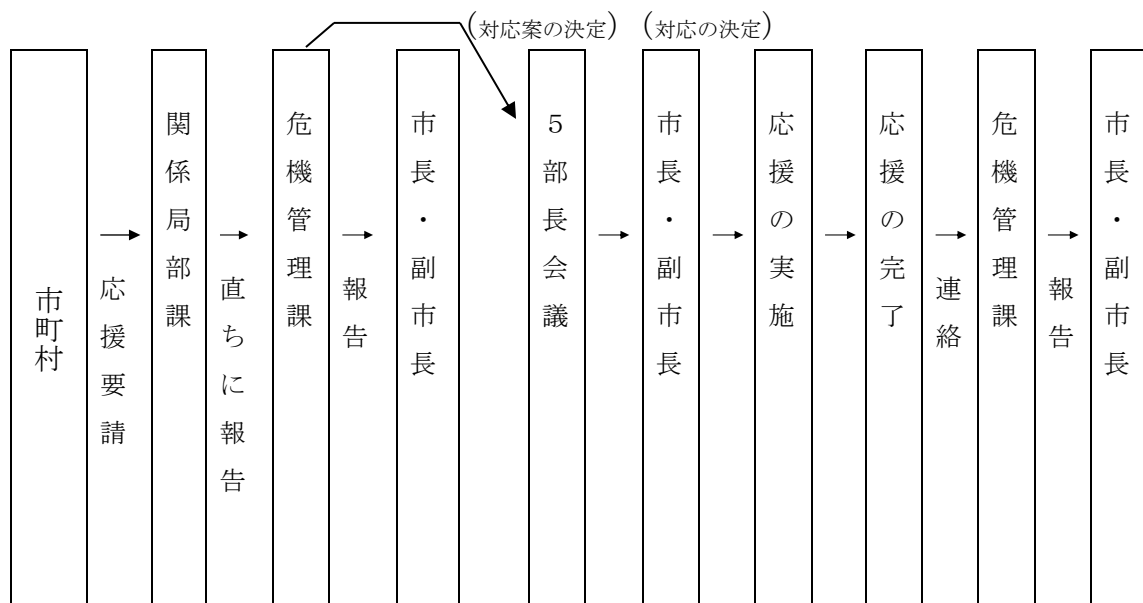
- ・ 中核市災害時相互応援に関する協定
- ・ 九州市長会における災害時相互支援プラン
- ・ 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定
- ・ 龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定
- ・ 鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定
- ・ 鹿児島市及び大垣市災害時相互応援に関する協定
- ・ 鹿児島市及び磐田市災害時相互応援に関する協定
- ・ 災害時における放送要請に関する協定
- ・ 災害緊急放送に関する協定
- ・ 臨時災害放送局の開設に関する協定
- ・ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
- ・ 大規模な災害時の応援に関する協定
- ・ 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定
- ・ 川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定
- ・ 大規模災害時における隊友会鹿児島地区協議会の協力に関する協定
- ・ 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
- ・ 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定
- ・ 大規模災害時の相互支援協定
- ・ 災害時における医療機関相互応援に関する協定
- ・ 鹿児島市地区電力設備災害復旧に関する覚書
- ・ 災害時における避難所への応急生活物資(L P ガス等)の供給に関する協定
- ・ 災害時における福祉避難所設置に関する協力協定
- ・ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ・ 災害時における応急復旧に関する協定書
- ・ 災害に係る情報発信等に関する協定
- ・ 大規模災害発生時における相談業務等の応援に関する協定
- ・ 災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定
- ・ 災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定
- ・ 災害時におけるテント等資機材の供給等の協力に関する協定
- ・ 災害時の福祉避難所の運営に関する協定

- ・ 災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協力協定
- ・ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定
- ・ 防災意識の啓発等に関する協力協定
- ・ 災害時における福祉避難所等の人的支援に関する協力協定
- ・ 災害時におけるレンタル重機等の提供に関する協力協定
- ・ 災害時における鹿児島市内郵便局内との協力に関する協定
- ・ 大規模災害等時における相談消防業務等に関する協定書
- ・ 水道施設の災害等に伴う応援に関する協定書
- ・ 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定
- ・ 災害時における動物救護活動に関する協定書
- ・ 鹿児島市保健所と鹿児島大学共同獣医学部との間の災害時における動物救護活動に関する協定書
- ・ 災害時における森林被害情報の収集及び伝達に関する協定
- ・ 災害時における都市ガス設備復旧等に関する協定
- ・ 災害時における帰宅困難者支援に関する協力協定
- ・ 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書
- ・ 災害時における妊産婦福祉避難所設置に関する協力協定書
- ・ 災害時における消防用水の確保に関する協力協定書
- ・ 災害時における燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定
- ・ 災害時における電動車両等の提供に関する協定
- ・ 防災パートナーシップに関する協定
- ・ 大規模災害時における支援協力に関する協定
- ・ 災害時における動物救護ボランティア活動に関する協定書
- ・ 災害時における電気自動車等の提供に関する協定
- ・ 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定
- ・ セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会における災害時相互応援
- ・ 災害時における物資の供給等に関する協定
- ・ 鹿児島市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定

6 災害時の自治体への応援体制について

- (1) 職員、資機材等の応援要請を受けた関係課は、応援要請の内容を直ちに危機管理課に報告する。(情報共有)
- (2) 要請内容について、関係課で対応を検討する。
- (3) 応援要請の対応について、既存の5部長会議を基本に応援内容に係る所管部長を加えた5部長会議を開催し、対応(案)を決定する。
- (4) 危機管理局は本市の対応(案)について、二役に報告(協議)し、最終決定する。
- (5) 関係課からの支援完了の連絡を受けた後、危機管理局は二役に報告する。
このほか、危機管理課及び関係部局は進捗状況等についても、情報を共有する。

応援体制(意思決定)のフロー



7 具体的な対処事例 新型インフルエンザ

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザは、発生を正確に予測することや発生そのものを阻止することは不可能であり、その感染力の強さから完全な封じ込めは困難である。

対策の基本は、感染者や死亡者を可能な限り最小限に食い止めること及び流行の各段階における社会機能の停滞と経済的な影響への対応となる。

(2) 感染予防対策の徹底

- ① 手洗い及び手指消毒の徹底（接触感染対策）
- ② うがいの励行、咳エチケットの徹底

(3) 新型インフルエンザに係る業務継続計画の基本的な考え方

① 計画の目的

本市職員の一定割合が新型インフルエンザに感染した場合においても行政サービスを適切に実施するため、各局等が行っている通常業務の継続の可否や対応方法等を検討し、「業務継続計画」を策定

② 職員の被害想定

本計画を実行する職員の被害想定は、欠勤率 40%とする。なお、原則として正規職員を基準とするが、代替休暇や育児休業休暇の臨時職員は算入できるものとする。

8 関係機関等連絡先記入欄

[illegible]

[illegible]